

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ばい煙発生施設の設置等の届出)</p> <p>第11条 条例第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出は、ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第1号）によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第12条 条例第14条（条例第22条第1項、第28条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第9条第1項第1号又は第2号、第18条第1項第1号又は第2号、第24条第1号又は第2号及び第36条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては氏名（名称、住所、所在地）変更届出書（様式第2号）、施設の使用の廃止に係る場合にあってはばい煙発生施設（粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設）使用廃止届出書（様式第3号）によってしなければならない。</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第13条 条例第15条第3項（条例第22条第1項、第28条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、承継届出書（様式第4号）によってしなければならない。</p> <p>(粉じん発生施設の設置等の届出)</p> <p>第15条 条例第18条第1項及び第3項並びに第19条第1項の規定による届出は、粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書（様式第5号）によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(汚水等排出施設の設置等の届出)</p> <p>第19条 条例第24条、第25条又は第26条の規定による届出は、汚水等排出施設設置（使用、変更）届出書（様式第6号）によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(騒音発生施設の設置等の届出)</p> <p>第21条 条例第36条第1項又は第37条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置（使用）届出書（様式第7号）によ</p>	<p>(ばい煙発生施設の設置等の届出)</p> <p>第11条 条例第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出は、別に定める様式によるばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第12条 条例第14条（条例第22条第1項、第28条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第9条第1項第1号又は第2号、第18条第1項第1号又は第2号、第24条第1号又は第2号及び第36条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては別に定める様式による氏名（名称、住所、所在地）変更届出書、施設の使用の廃止に係る場合にあっては別に定める様式によるばい煙発生施設（粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設）使用廃止届出書によってしなければならない。</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第13条 条例第15条第3項（条例第22条第1項、第28条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による承継届出書によってしなければならない。</p> <p>(粉じん発生施設の設置等の届出)</p> <p>第15条 条例第18条第1項及び第3項並びに第19条第1項の規定による届出は、別に定める様式による粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(汚水等排出施設の設置等の届出)</p> <p>第19条 条例第24条、第25条又は第26条の規定による届出は、別に定める様式による汚水等排出施設設置（使用、変更）届出書によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(騒音発生施設の設置等の届出)</p> <p>第21条 条例第36条第1項又は第37条第1項の規定による届出は、別に定める様式による騒音発生施設設置（使用）届出書</p>

てしなければならない。

2・3 [略]

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第22条 条例第38条第1項の規定による届出は、条例第36条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書(様式第8号)、条例第36条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音の防止の方法変更届出書(様式第9号)によってしなければならない。

2・3 [略]

(健康有害物質の使用状況等の調査等)

第32条 条例第67条の規定による調査及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 調査の結果は、健康有害物質使用状況等調査表(様式第11号)により記録し、その記録を3年間保存すること。

(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)

第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 測定の結果は、土壌測定記録表(様式第12号)により記録し、その結果を3年間保存すること。

2 条例第68条の規定による地下水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 測定の結果は、地下水測定記録表(様式第13号)により記録し、その結果を3年間保存すること。

(二酸化炭素を排出する事業所等)

第39条 条例第82条第1項の規則で定める者は、エネルギー(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。)の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)における使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条に規定する方法により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上である工場又は事業場を設置している者とする。

によってしなければならない。

2・3 [略]

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第22条 条例第38条第1項の規定による届出は、条例第36条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあつては別に定める様式による騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書、条例第36条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては別に定める様式による騒音の防止の方法変更届出書によってしなければならない。

2・3 [略]

(健康有害物質の使用状況等の調査等)

第32条 条例第67条の規定による調査及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 調査の結果は、別に定める様式による健康有害物質使用状況等調査表により記録し、その記録を3年間保存すること。

(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)

第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 測定の結果は、別に定める様式による土壌測定記録表により記録し、その結果を3年間保存すること。

2 条例第68条の規定による地下水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 測定の結果は、別に定める様式による地下水測定記録表により記録し、その結果を3年間保存すること。

(二酸化炭素排出事業者)

第39条 条例第82条第1項の規則で定める者は、県内に工場又は事業場を設置している者(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第19条第1項に規定する連鎖化事業(以下「連鎖化事業」という。)を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)を含む。)のうち、その県内に設置しているすべての工場及び事業場(連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者(同法第19条第1項に規定する加盟者をいう。)が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場及び事業場を含む。)におけるエネルギー(同法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。)の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量をエネルギーの使用の合理化に関する法律

<p>2 [略]</p> <p>(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第40条 条例第82条第1項の規定による地球温暖化対策計画の作成及び提出は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地球温暖化対策計画は、前号に規定する計画期間の初年度の6月末日までに、地球温暖化対策(変更)計画書<u>(様式第14号)</u>により提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(実施状況の届出)</p> <p>第41条 条例第83条の規定による届出は、年度ごとの実施状況を取りまとめ、次年度の6月末日までに、地球温暖化対策実施状況届出書<u>(様式第15号)</u>により届け出なければならない。</p> <p>(測定等)</p> <p>第42条 条例第89条の規定による測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号の測定の結果は、ばい煙量等測定記録表<u>(様式第16号)</u>により記録し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 前号の測定の結果は、水質測定記録表<u>(様式第17号)</u>により記録し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>(環境保全監督者選任等の届出)</p> <p>第44条 条例第90条第2項の規定による届出は、環境保全監督者選任(解任)届出書<u>(様式第18号)</u>によってしなければならない。</p> <p>(受理書)</p> <p>第45条 知事は、次に掲げる届出書を受理したときは、受理書<u>(様式第19号)</u>を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条に規定する方法により原油の数量に換算したものが1,500キロリットル以上である者とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第40条 条例第82条第1項の規定による地球温暖化対策計画の作成及び提出は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地球温暖化対策計画は、前号に規定する計画期間の初年度の6月末日までに、<u>別に定める様式による地球温暖化対策(変更)計画書</u>により提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(実施状況の届出)</p> <p>第41条 条例第83条の規定による届出は、年度ごとの実施状況を取りまとめ、次年度の6月末日までに、<u>別に定める様式による地球温暖化対策実施状況届出書</u>により届け出なければならない。</p> <p>(測定等)</p> <p>第42条 条例第89条の規定による測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号の測定の結果は、<u>別に定める様式によるばい煙量等測定記録表</u>により記録し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 前号の測定の結果は、<u>別に定める様式による水質測定記録表</u>により記録し、その記録を3年間保存すること。</p> <p>(環境保全監督者選任等の届出)</p> <p>第44条 条例第90条第2項の規定による届出は、<u>別に定める様式による環境保全監督者選任(解任)届出書</u>によってなければならない。</p> <p>(受理書)</p> <p>第45条 知事は、次に掲げる届出書を受理したときは、<u>別に定める様式による受理書</u>を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式目次を削る。</p> <p>様式第1号から様式第19号までを削る。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）第82条第1項に規定する者についてのこの規則による改正後の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第40条第1項第3号及び第41条の規定の適用については、平成22年度においては、同号中「前号に規定する計画期間の初年度の6月末日」とあり、及び第41条中「次年度の6月末日」とあるのは、「平成22年11月末日」とする。

3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する届出書等又は受理書について適用し、同日前に提出し、又は交付した届出書等又は受理書については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。